

# 委任契約書（契約後書面）

委任者を\_\_\_\_\_（以下、甲という）受任者を株式会社オフィスエル  
（屋号 総合探偵社オフィスエル エル女性興信所）（以下、乙という）として、次のとおり調査依頼契約を締結します。

## 第1条（提供する調査業務の内容と受任の範囲）

- 1 甲は乙に対し、別票2記載の調査業務（以下、「本件調査業務」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任しました。
- 2 本契約は、乙が甲に対して別票2の記載に従い報告をすること及び本契約の取り決めに従い終了するものとします。

## 第2条（調査費用について）

### 1（調査料金）

（1）本件調査業務の調査料金は、金\_\_\_\_\_円(税込。詳細は別票2記載のとおり)とし、

甲は平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日限り別票2記載の方法によりこれを支払うものとします。

（2）調査料金の支払時期・方法は特約なき場合は本件調査業務の委任時に一括払いとします。

### 2（成功報酬料金）

（1）本件調査業務終了時に、成功報酬料金が発生（する しない）ものとします。

（2）前項において成功報酬料金が発生した場合の成功報酬料金は、金\_\_\_\_\_円(税込み)とし、別票2に基づき、持参、集金ないしは口座振込みの方法にて、これを支払うものとします。

### 3（実費）

（1）本件調査業務の処理に関する実費等（印紙・郵券・通信費・交通費等）は、1項記載の調査料金に（含まれる 含まれない）ものとします。

（2）前項において実費等が含まれなかった場合の実費等の支払時期は、乙に実費が発生する前に支払うものとし、支払方法は（振込 その他\_\_\_\_\_）とします。

### 4（調査料金等の変更）

本件調査業務が、受任後に特に重大もしくは複雑であることが判明した時、又は処理が著しく長期にわたるなど受任時に予測できない事情等によって、受任時に約束した調査料金・成功報酬料金が適正妥当でないときは、乙は甲と合意の上、その額を適正妥当な額まで増額できます。

## 第3条（調査期間・調査単位）

1 本件調査業務の調査期間・調査項目・調査稼動数については、別票2のとおりとします。

2 別票2における調査着手日とは、調査業務の企画準備・事前調査などを最初に行った日を指し、これをもって本件調査業務を開始とします。

3 本契約においては、本件調査業務を行う調査単位を1稼動と定めます。稼動とは、1回に行う調査業務の単位で、調査現場にて調査を開始してから調査現場にて調査を終了するまでの間を言います。1稼動の時間は8時間としますが、調査状況により、別途取り決めが無い限り、乙の判断において調査時間の短縮あるいは延長をする場合があることに甲はあらかじめ同意します。

4 本件調査業務が、別票2記載の「A」の業務の場合、別票2「A」記載の合計稼動数を消化することをもって調査を完了したものとします。

5 別票2に定める調査期間が満了した場合には、調査は当然に終了とします。但し、乙の責に帰すべき事由により、調査業務が残存していた場合は、この限りではありません。

## 第4条（調査報告）

1 本件調査業務の報告の方法及び期限は別票2のとおりとします。

2 本件調査業務の遂行期間中は原則として調査内容を報告しないものとします。

但し、処理の状況については、甲から請求があった場合、調査の内容に関わらない範囲で報告するものとします。

3 本契約の報告期限は、本件調査業務の内容・調査の進展状況により甲乙間の合意によって変更することができるものとします。

## 第5条（委任者による契約解除）

1 契約当事者は調査終了に至るまでの間、いつでも契約を解除することができます。

2 前項による解除が為された場合、甲は乙に対し、乙の処理の程度に応じて、調査料金を支払うものとします。

但し、その解除が乙の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りではありません。

3 甲が第1項による解除を乙に不利な時期にした場合には、甲は乙に対して乙に生じた損害を賠償するものとします。

但し、その解除にやむを得ない事由があった場合には、この限りではありません。

## 第6条（契約の当然終了）

1 次の各号に該当する事由がある場合には、契約は当然に終了します。この場合、甲は乙に対し、

前条第2項に従い調査料金を支払うものとします。

（1）調査結果が、犯罪行為、違法な差別的取扱、その他の違法な行為に用いられることが明らかになった場合

（2）乙の責に帰さない事由により調査業務が不能になった場合、又は、甲の行為（過失行為を含む）により調査業務が不要の状態となった場合

（3）報告期限より3ヶ月以内に、甲が契約に定めた方式による報告を受領せず、又は受領できない場合。但し、乙の責めに帰すべき事由により報告ができない場合には、この限りではありません。

（4）調査業務が残存しているにもかかわらず、第3条第5項により、調査が当然に終了となった場合。

2 前（1）により契約が当然に終了となった場合には、乙は既に調査を終了していた部分も含め、報告義務を免れます。

## 第7条（調査行為の中断等）

1 乙は、次の各号にあたる事由がある場合には、本件調査業務の続行を中断することができます。

（1）甲及び乙の合意なく、同一の調査対象者に対する並行した調査行為が確認された場合

（2）調査対象者において、社会常識を著しく逸脱した行為が確認された場合

（3）乙の調査責任者が、調査対象者、あるいは調査対象者の立ち回り先周辺において付近住民等、第三者の警戒行動を察知し、調査発覚防止・法令遵守の見地から、今後の本件調査業務に支障をきたすと判断した場合

（4）甲が調査料金の支払を遅滞した場合

（5）その他、本件調査業務の発覚防止・法令遵守の見地から、本件調査業務を中断するにやむを得ない事由が認められる場合

2 前項の場合には、乙は甲に対しその旨を通知しなければなりません。

3 乙が1項の規定により本件調査業務を中断した場合には、甲、乙とも本件調査業務の続行につき協議するものとします。

## 第8条（損害賠償条項）

1 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対して損害を与えた場合には、乙に生じた損害を賠償するものとします。

第9条 (守秘義務等)

- 1 乙において業務(探偵業務に限らず乙において扱う探偵業務以外の業務(以下「その他の業務」という)並びにこれらの業務の遂行に必要な庶務、経理等の諸業務を含む)に従事する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た人の秘密を漏洩いたしません。
- 2 探偵業務及びその他の業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。)は、甲からの依頼に基づく業務終了後、速やかに廃棄、処分いたします。但し契約書等乙規定の書面については業務管理のため主たる営業所において、乙規定の期間、鍵付きの保管庫内にて厳重適切に保存いたします。又、後記第9条に定める資料の処分については、同条に従います。

第10条 (探偵業務等に関して作成・取得した資料の処分について)

- 1 探偵業務及びその他の業務遂行の結果、作成・取得された資料については本契約の終了時に速やかに処分いたします。
- 2 上記1の処分にあたり、その資料の保存形態に従い、シュレッダーによる細分化・データ消去等、個人情報に漏洩するおそれがない必要な処理を行います。
- 3 預かり資料につきましては本契約の終了時に別票記載のとおり扱います。
- 4 契約書等乙規定の書面については業務管理のため主たる営業所において、乙規定の期間、鍵付きの保管庫内にて厳重適切に保存いたします。
- 5 甲と乙との間において格別の合意がなされた場合、上記1及び2以外の方法による処分・保存を行います。

第11条 (調査結果の取扱い)

甲は、本件調査業務により乙から提供された調査結果を、犯罪行為・違法な差別的取り扱い、その他の違法な行為に用いないことに同意します。

第12条 (探偵業務等の委託に関する事項)

- 1 探偵業務及びその他の業務遂行にあたり、法の定めるところにより本件調査業務の全部および一部を別票1において説明した者に委託する場合があります。
- 2 上記業務を委託する場合、甲の個人情報等本件調査業務遂行に必要な情報を委託先に開示いたします。
- 3 上記業務を委託する場合、乙は、委託先において、関係法令の遵守及び守秘義務が守られるよう必要かつ適切に監督を行います。

第13条 (関係法令の遵守・合意管轄)

- 1 乙は、本件調査業務を行うにあたり、探偵業の業務の適正化に関する法律、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守いたします。
- 2 甲及び乙は、本契約の内容につき紛争が生じた場合、第一審の管轄裁判所は横浜地方裁判所とすることに合意します。

第14条 (特約)

甲及び乙は、本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとします。

契約日		平成 年 月 日		契約場所	<input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 自宅又は実家 <input type="checkbox"/> その他
(甲) ご署名欄				(乙)	
住所	郵便番号	—		本部所在地	神奈川県横浜市神奈川区台町16番地1 ソレイユ台町605号
	都・道・府・県			商号	株式会社オフィスエル 代表取締役 木村 誠
氏名	Ⓢ			屋号	総合探偵社オフィスエル、エル女性興信所
	Ⓢ			連絡先	045-317-8035
連絡先	自宅電話番号:	( )		届出先	神奈川県公安委員会届出 第 45110056 号 (平成19年6月1日)
	携帯電話番号:	( )		契約担当者 氏名	Ⓢ
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">印</span> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">紙</span> </div>				<input type="checkbox"/> 関東地区 住所	東京都公安委員会届出 第 30110268 号(平成21年2月10日) 東京都渋谷区代々木2丁目5番1号 羽田ビル402号室 連絡先 03-5308-5845
				<input type="checkbox"/> 関東地区 住所	埼玉県公安委員会届出 第 43110051 号(平成23年1月6日) 埼玉県さいたま市浦和区東仲町3番17号 リブシス浦和501号室 連絡先 048-813-3115
				<input type="checkbox"/> 東海地区 住所	愛知県公安委員会届出 第 54110071 号(平成19年6月18日) 愛知県名古屋市中村区竹橋町11番15号 Ark Point 202号室 連絡先 052-454-3701
				<input type="checkbox"/> 営業所名	営業所
				届出先	公安委員会
住所	第 号(平成 年 月 日)				
連絡先	( )				

